



建設技能者の技能と経験に応じた賃金支払い・処遇改善と、現場の生産性向上を図るための建設キャリアアップシステムについて、令和5年度からの建退共のCCUS完全移行及びそれと連動したあらゆる工事におけるCCUS完全実施を目指し、官民において以下の施策を講じる。

令和5年度からの「あらゆる工事でのCCUS完全実施」に向けた3つの具体策と道筋

I 建退共のCCUS活用への完全移行

建設技能者の将来の保障とコンプライアンス問題解決のため、建退共におけるCCUS活用を官民一体となって推進

- ・令和2年度は、本格実施に向けた運用通知・要領等改正、活用呼びかけ
- ・令和3年度から、CCUS活用本格実施
 - > 公共工事では確実な掛金充当確認・許可行政庁の指導等履行強化
 - > 民間工事では、業界において、掛金納付・充当の徹底を促進
- ・令和5年度からは、民間工事も含め、CCUS活用へ完全移行
- ・経営事項審査での掛金充当状況の確認方法の見直し

II 社会保険加入確認のCCUS活用の原則化

- ・令和2年10月からの作業員名簿の作成等の義務化に伴い、労働者の現場入場時の社保加入確認においてもCCUS活用を原則化

III 国直轄での義務化モデル工事实施等、公共工事等での活用

- ・令和2年度は、国直轄の一般土木工事(WTO対象工事)において、
 - > CCUS義務化モデル工事（発注者指定・目標の達成状況に応じて工事成績評定にて加点/減点）を試行
 - > CCUS活用推奨モデル工事（受注者希望・目標の達成状況に応じて同評定にて加点）を試行
- ・このほか、地元業界の理解を踏まえ、Aランク以外のCCUS活用推奨モデル工事の試行を検討
- ・地方公共団体発注工事において、先進事例を参考に積極的な取組を要請するとともに、入契法に基づく措置状況の公表、要請等のフォローアップ
- ・上記取組と併せ、業界は加入促進に積極的に取り組む
- ・令和3年度以降、段階的にCCUS活用工事の対象を拡大し、Iと連動して公共工事等での活用を原則化

建設技能者のレベルに応じた賃金支払の実現

- 専門工事業団体等が職種別の職長(Lv3・4)や若年技能者(Lv2)の賃金目安を設定し、下請による職長手当等マネジメントフィーの見積りへの反映と元請による見積り尊重を促進・徹底
- CCUS能力評価と連動した専門企業の施工能力見える化開始

更なる利便性・生産性向上

- CCUSの情報セキュリティ強化と人材引き抜き防止策
- 発注者によるCCUS閲覧等による事務効率化、書類削減
- CCUSと連携した施工実態の把握・分析による労働生産性向上の研究
- CCUSによる勤怠・労務管理機能強化や顔認証入退場への活用促進
- 令和4~5年度までにCCUS登録と安全衛生資格等の資格証の携行義務を一体化（マイナポータルとの連携）

以上の取組を推進・進化するために、国として、業界団体、地方公共団体、許可行政庁に対し、直ちに「業界共通の制度インフラ」であるCCUS活用を要請。フォローアップ体制を立上げ

「あらゆる工事でのCCUS完全実施」に向けた道筋

活用促進・推奨フェーズ

原則化フェーズ

令和2年度～

令和5年度～

建退共

夏頃
運用通知等改正

10月から
電子申請
試行

令和3年度～
CCUS活用電子申請の本格実施
公共工事における掛金充当等に係る
履行強化と経審評価

民間レベルでの掛金充当の徹底
(業界による自主的な取組を含む)

民間工事も含め、
CCUS活用へ完全移行

作業員名簿

10月からの作業員名簿の義務化に併せて、
労働者の現場入場時の社会保険加入状況の確認におけるCCUS活用を原則化

国直轄
発注

CCUS義務化モデル工
事及びCCUS活用推奨
モデル工事を試行
地元業界の理解を踏ま
え、Aランク以外の推奨
モデル工事の検討

令和5年度からの建退共のCCUS
完全移行と連動した公共・民間工事
でのCCUS完全実施に向けて、段階的
に対象工事を拡大

地公体
発注

先進県で
総合評価等で加算

先進事例を参考に積極的な取組を要請
入契法に基づく措置状況の公表、要請

あらゆる工事における
CCUS完全実施

民間発注

建退共CCUS完全実施に向けて
積極的な取組を要請

建設キャリアアップシステム普及・活用に向けた官民施策パッケージ

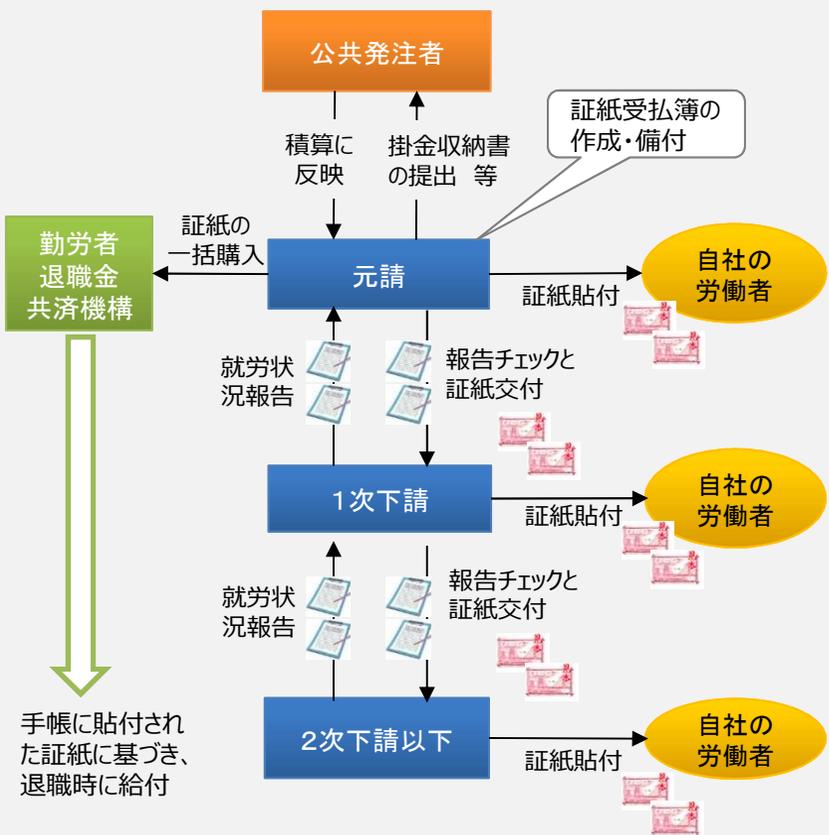
建退共のCCUS活用への完全移行

建退共のCCUS活用への完全移行

令和3年度から、技能者本人自身がCCUSに蓄積した就労履歴データを活用した電子申請を本格実施し、令和5年度からCCUS活用に完全移行することで、対象労働者の就労実績を漏れなく建退共退職金の掛金充当につなげ、透明性も向上させる。

現行方式(証紙受払の書面管理)

- 現行の証紙方式**では、数次の下請に雇用される**一人一人の技能者への証紙の確実な交付・貼付には限界**があり、充当状況も正確に確認できないため、公共工事の積算で財源措置されていながら、**掛金充当が不徹底**
- 民間工事で働く労働者への掛金充当はさらに不徹底**

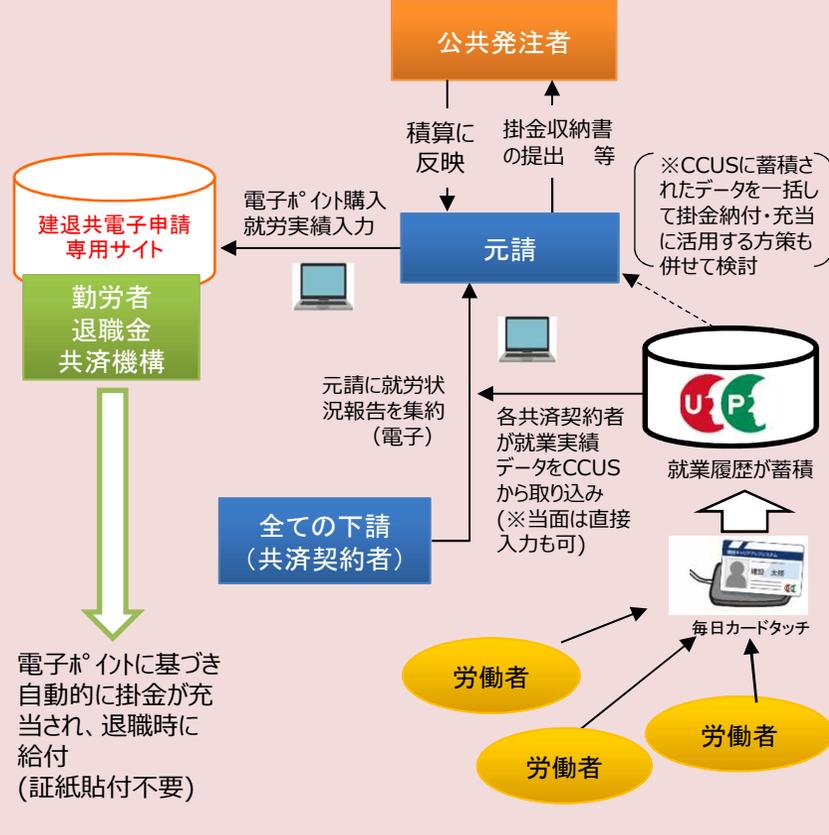


手帳に貼付された証紙に基づき、退職時に給付

順次移行を促進

CCUS活用電子申請方式

- 対象労働者の就労実績を確実に掛金充当につなげるため、**カードタッチでCCUSに蓄積**された就業実績を掛金充当に活用することを**原則化**
- 令和3年度**から電子申請を本格実施し、**公共工事での活用を徹底**しつつ、**令和5年度**からは**民間工事も含め、CCUS活用に完全移行**



電子ポイントに基づき自動的に掛金が充当され、退職時に給付(証紙貼付不要)

電子申請導入のメリット

- ①技能者の掛金充当の実感が高まる(タッチ=掛金)
- ②証紙購入、交付貼付が不要
- ③受払簿等の書類が不要・充当書が自動作成
- ④就労状況報告をメールで元請に直接提出可能
- ⑤CCUSデータで就労状況報告書を自動作成

公共工事における建退共の履行強化について

対策の考え方

- 令和3年度以降は、掛金充当の確実性と透明性が向上する**CCUS活用電子申請方式を推奨**し、併せて**証紙方式**についても、掛金納付額と充当状況にかかる**履行確認を強化**。必要に応じ、**許可行政庁も指導等**
- 受注者は、**発注毎**に、CCUS活用電子申請方式か、証紙方式か、**いずれか一方を選択**する
- 辞退届**による辞退は、明確な根拠がない限り**認めない運用**とする（CCUS活用の場合、根拠は確認済み）

履行強化策のポイント

契約時	発注者は、就労予定の建退共 対象労働者数に比して事前掛金納付額が妥当 であるかどうかについても 新たに確認 する
完成時	発注者は、工事ごとに、対象労働者に掛金が適切に 充当されたかどうかを新たに確認 するとともに、必要に応じ、 許可行政庁の指導等 も行う
完成後	

①CCUS活用電子申請方式

②証紙方式(履行強化後)

- 掛金収納書に、新たに**掛金購入額の根拠**を記載し、契約後1ヶ月以内に提出
- その際、**証紙方式か電子申請方式の別**を明らかにする
 （※CCUSの登録・活用が100%である場合、掛金は、事前納付によらず、工事進捗に応じて納付することも可能とすることを検討）

(CCUS利用が高い場合)

- 発注者は、掛金の充当実績を**簡易に確認**

(CCUS利用が低い場合)

- 発注者は、掛金の充当実績を**特に注意して確認**

- 発注者は、掛金充当実績を**特に注意して確認**
 (元請は、**新たに「工事別受払簿」等**を作成・提示)

- 掛金充当実績のデータを一定期間**電磁的に保存**

- 掛金充当実績（工事別証紙受払簿等）と、全ての下請からの就労報告等を**一定期間備付け**

※公共発注者は、建退共対象労働者の確認等のために、必要に応じて、作業員名簿の情報も併せて確認（システムを改修して施行）

以上を通じて、建退共の受託事務に関して元請が著しく不適切な処理を行っていることを発注者が把握した場合、適宜指導、必要に応じ、許可行政庁に通知し、許可行政庁は、指導・助言・勧告等の措置を講じる

建設キャリアアップシステム普及・活用に向けた官民施策パッケージ

社会保険加入確認のCCUS活用の原則化

- 国交省では、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン(平成24年7月通知・平成28年7月最終改訂)」を定め、適切な社会保険の加入を確認できない技能者は、特段の理由がない限り現場入場を認めない取扱いとしてきたところ。
- 今般、改正建設業法の施行により、作業員名簿の作成・備付(公共工事では作成・提出)が義務化されることを契機に、同ガイドラインを改正し、建設キャリアアップシステム(CCUS)に登録された真正性の高い情報を活用し、効果的に社会保険加入の確認・指導を行うことを原則とする。

これまでの社会保険未加入対策の段階的な強化

○ 施工体制台帳等の記載事項に社会保険加入状況を追加(H24.5改正、11施行)

○ 経営事項審査での減点幅拡大(H24.7～)

○ 直轄工事から社会保険未加入企業排除を順次拡大(H26.8～) ※現在は、2次下請以下も含めペナルティ

○ 平成29年以降は、適切な保険への加入が確認できない作業員は現場入場を認めない取り扱いとするよう指導(H28.7ガイドライン改定)

○ 建設業法改正(R2.10～施行)
 ・社会保険加入が建設業許可・更新の要件に
 ・作業員名簿が施工体制台帳の書類の一つに

今後強化する取組

作業員名簿作成の義務化を契機に、元請企業による技能者の現場入場時の社会保険加入状況の確認事務・指導を強化

⇒ CCUSに登録された真正性の高い情報を活用※し、元請企業が確認・指導を行う旨を明確化(この場合、証明書類の添付は不要) ※CCUSとAPI連携済みの民間システムでも可

⇒ 書面による加入確認を行う場合は、社会保険の加入証明書類(写し)等の確認が必要である旨を明確化

【元請による社会保険加入状況の確認方法】

81.4%
作業員名簿のみ確認

12.6%

標準報酬月額決定通知書等
加入証明書類も確認

令和2年3月 建設業社会保険推進連絡協議会によるWEBアンケート

【CCUSで確認できる社会保険加入状況】

番号	ふりがな 氏名 技能者ID	健康保険 年金保険 雇用保険	
		保険名称の列	保険番号の列
1	けんせつ たろう 建設 太郎	協会けんぽ 厚生年金 一般	9012

CCUS登録時に
運営主体により
真正性確保

建設キャリアアップシステム普及・活用に向けた官民施策パッケージ

国直轄での義務化モデル工事実施等、 公共工事等での活用

1. 概要

建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用を**成果として特記仕様書及び入札説明書に明記(契約事項)**するとともに、その達成状況に応じて工事成績評価において**加点/減点**するモデル工事を試行。

2. 対象工事 : **一般土木工事(WTO対象工事)**を対象とする。発注予定を踏まえつつ、各地方整備局等で1件程度ずつ実施。

3. 試行内容

(1) 特記仕様書に条件明示

- ① **CCUSの現場登録を行うとともに、カードリーダーを設置**すること
 - ② 工事期間中の**平均事業者登録率90%、平均技能者登録率80%を達成するよう努める**こと
 - ③ 工事期間中の**平均就業履歴蓄積率(カードタッチ率)50%を達成するよう努める**こと
- ※上記①～③の達成状況により、工事成績評価で**加点/減点**

(2) 施工段階

特記仕様書に定めた時期に、以下についてそれぞれ確認。なお確認方法は、発注者より受注者に報告を求める。

- ・ 事業者登録率 / 技能者登録率 / 就業履歴蓄積率(カードタッチ率)

(3) 工事成績評価(工事完成検査/成績評価時)

特記仕様書に記載された①～③の達成状況により**工事成績評価で加点/減点**

※目標達成 : 1点加点 (平均技能者登録率90%以上の場合は2点加点)

※目標を著しく下回った場合(平均事業者登録率70%未満又は平均技能者登録率60%未満又は平均就業履歴蓄積率30%未満) : 1点減点

※上記以外の場合 : ±0点

※上記CCUS義務化モデル工事に加え、一般土木工事(WTO対象工事)を対象に、**受注者希望方式によるCCUS活用推奨モデル工事(試行)**を、**各地方整備局等で3～4件程度ずつ実施**(活用推奨モデル工事では、目標を著しく下回った場合、工事成績評価の減点に替えて、目標を著しく下回った旨、その要因、改善策等を簡潔にとりまとめ、**元請業者のホームページで公表**することを求める。)

- CCUSの活用に関する建設業界あて要請を周知するとともに、入札契約適正化指針の趣旨を踏まえ、直轄工事での工事成績評定への加点や先行する県の取組等を参考に、公共工事における活用促進に努めること等を要請 ※3月末日途に、業界団体あて要請にあわせて通知を発出する予定

要請の骨子

- ① 直轄工事での工事成績評定への加点の取組や、先行する県による総合評価方式等の加点措置について周知するとともに、都道府県等における同様の取組について、積極的な検討を要請
- ② 次回以降の入契調査において、CCUSに関する都道府県等の加点評価の取組状況等について報告を求めの方針であることについて周知
- ③ 全建モデル工事など、建設業団体の取組について、積極的に協力することを要請

【参考】『公共工事の入札及び契約の適正化を図るための指針』（令和元年10月18日 閣議決定）

第2 入札及び契約の適正化を図るための措置

5 主として契約された公共工事の適正な施工の確保に関する事項

(6) 適正な施工の確保のための技能労働者の育成及び確保に関すること

公共工事の品質が確保されるよう公共工事の適正な施工を確保するためには、公共工事に従事する技能労働者がその能力や経験に応じた処遇を受けられるよう、公共工事に従事する技能労働者の育成及び確保に資する労働環境の整備が図られることが重要である。技能労働者の有する資格や現場の就業履歴等を登録・蓄積する建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用は、公共工事に従事する技能労働者がその能力や経験に応じた適切な処遇を受けられる労働環境の整備に資するものであることから、公共工事の適正な施工を確保するために、国は、その利用環境の充実・向上に努めるとともに、**各省各庁の長等は、公共工事の施工に当たってその利用が進められるよう努めるものとする。**

【建設キャリアアップシステム】都道府県による企業評価での加点等の取組

【長野県】 総合評価等において加点(実施予定)

建設キャリアアップシステムへの事業者登録、雇用する技能労働者の個人登録を行った企業に対し、入札参加資格付与時における主観点の加点について検討中
令和2年4月より、総合評価落札方式(予定価格8,000万円以上)の案件において、建設キャリアアップシステムを現場で活用することを宣誓する場合に加点

【福岡県】 入札参加資格審査において加点(実施)

競争入札参加資格審査における地域貢献活動評価項目において、「建設キャリアアップシステムの事業者登録をしていること」を加点対象としている

【熊本県】 検討中

建設キャリアアップシステムへの登録事業者を入札参加資格において加点措置する等の企業評価を行うことについて検討

【長崎県】 総合評価において加点(検討中)

総合評価落札方式において、「建設キャリアアップシステム」の事業者登録を行っている企業に対し、試行的に、職業能力評価基準が策定されている7業種が占める割合が大きい工事について、技能者の適正な評価や処遇改善に資する評価方法を検討中

【宮崎県】 総合評価等において加点(検討中)

県土整備部発注工事において、総合評価落札方式や入札参加資格審査時に加点評価を検討

【宮城県】 総合評価において加点(検討中)

総合評価落札方式において、建設キャリアアップシステムを活用した労働環境の改善や技能者等の処遇改善に資する評価方法を検討

【福島県】 総合評価において加点(実施予定)

令和2年4月より、総合評価落札方式の公告案件において、建設キャリアアップシステムに企業が登録し、当該現場で運用する場合に加点

【栃木県】 総合評価において加点(検討中)

建設キャリアアップシステムを導入した企業に対し、総合評価において「企業の信頼性(企業の取組)企業の先進的取組への評価」の評価項目の一つとして設定を検討

【群馬県】 検討中

総合評価及び入札参加資格審査において加点できるか検討中

【山梨県】 総合評価において加点(試行)

県土整備部発注工事(土木一式工事)において、総合評価で加点(試行)加点条件:事業者登録かつ雇用関係にある技能者を登録をした場合2点加点、それ以外は0点(令和2年1月公告から評価開始)

【静岡県】 総合評価等において加点(実施予定)

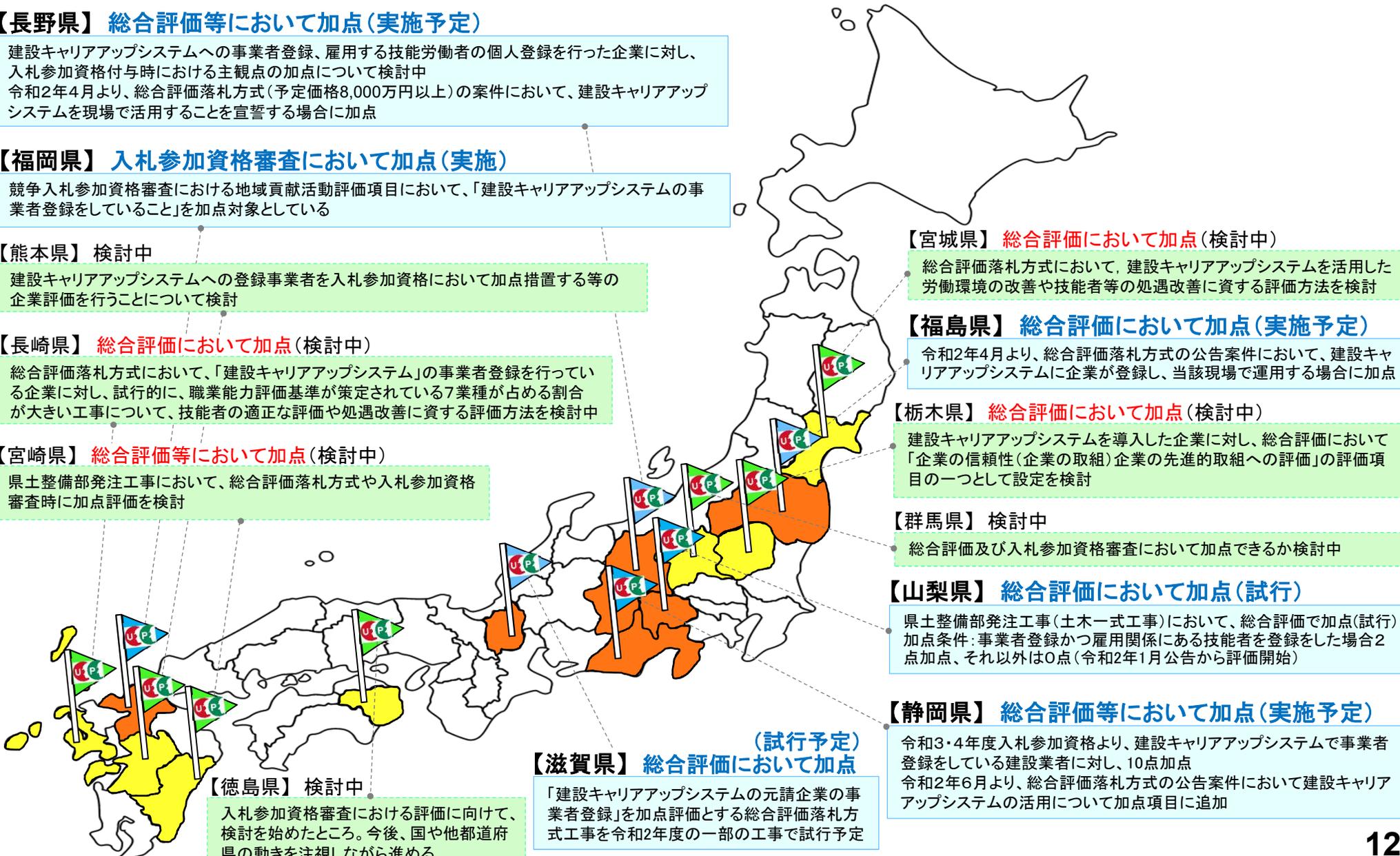
令和3・4年度入札参加資格より、建設キャリアアップシステムで事業者登録をしている建設業者に対し、10点加点
令和2年6月より、総合評価落札方式の公告案件において建設キャリアアップシステムの活用について加点項目に追加

【滋賀県】 総合評価において加点(試行予定)

「建設キャリアアップシステムの元請企業の事業者登録」を加点評価とする総合評価落札方式工事を令和2年度の一部の工事で試行予定

【徳島県】 検討中

入札参加資格審査における評価に向けて、検討を始めたところ。今後、国や他都道府県の動きを注視しながら進める



建設キャリアアップシステム普及・活用に向けた官民施策パッケージ

建設技能者のレベルに応じた賃金支払 の実現

建設技能者のレベルに応じた賃金支払いの実現

- 令和元年度中に、職種別の**建設技能者の能力評価基準（35職種）**を整備予定
- 能力評価基準に基づく技能者の**能力レベル**と建設業界による**処遇目標**が結びつき、これが**適正に請負代金に反映**され、この結果、技能者の**賃金上昇**につながるような**好循環**を生み出すべく、国と建設業界が一体となって取組を推進。

建設キャリアアップシステムに技能者の能力と経験を蓄積

<現場での能力・経験の蓄積>



- 経験（就業日数）
- 知識・技能（保有資格）
- マネジメント能力（登録基幹技能者講習・職長経験）

技能者情報のイメージ	
ID	123456789012
氏名	建設太郎
生年月日	SS5 1980/07/26
登録基幹技能者 登録	2016.06.20
技能講習 取得	2009.05.21
3次教育	ロープ高所作業 2005.11.09
社会保険加入状況	通勤共済
健康	○ 協会健康 運送共
年金	○ 厚生年金
電話	



令和元年度中に能力評価基準（35職種）を整備し、技能者の技能レベルに応じた4段階のカードを発行

レベルに応じてカードを色分け

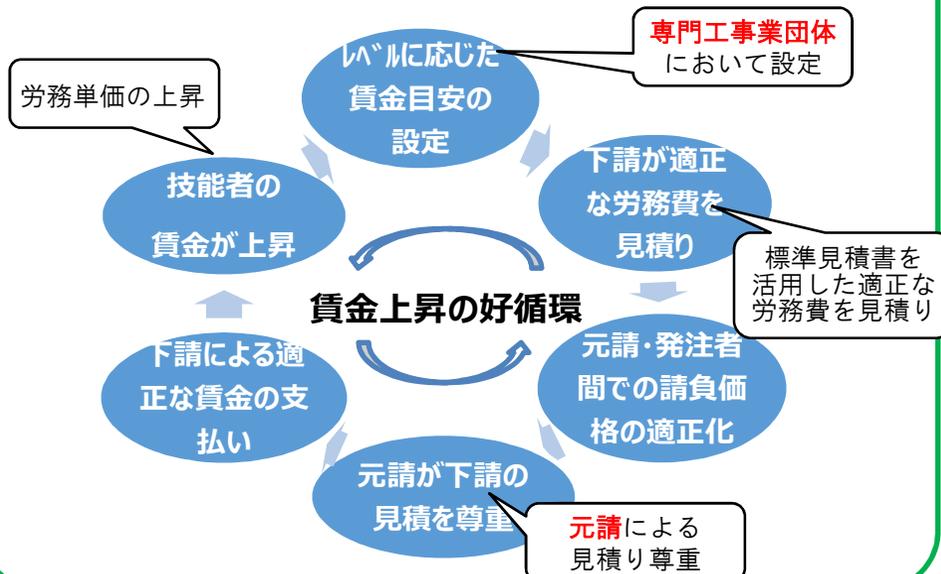


レベルに応じた処遇を実現へ

今後の取組

- 専門工事業団体等は、職種に応じ、職長（**レベル4・3**）、若年**技能者（レベル2）の賃金目安**をそれぞれ設定
- 下請が技能者に対し、賃金目安に応じた適正な賃金が支払えるよう、**標準見積書において、職長手当等マネジメントフィーを含め、適正な労務費を計上**することができるよう措置
- **元請においても、下請の適正な見積りの尊重**を促進・徹底

元請と下請が連携し、技能者のレベルに応じた処遇実現に向けた環境整備



2020年度

2021年度

35職種の
能力評価
基準整備

オンライン申請開始

4段階カード交付

→ 経営事項審査でレベル4・3雇用を加点評価

2020.6

専門工事団体等
によるレベルに応
じた賃金目安の
設定とこれに基づ
く見積り促進

元請による
見積り尊重

2020.3

専門工事企業
の施工能力の
見える化ガイド
ライン策定

職種ごとの基準の整備

その他の
職種の能力
評価実施

全建設技能者への能力評価が可能な状態に

職種ごとの
標準見積書
の改訂

賃金目安に応じた賃金上昇の好循環

専門工事
企業の施
工能力評
価開始

オンライン申請2021.4～

人・機械を保有し、施工能力を有する
専門工事企業を評価

- 専門工事企業の施工能力等の見える化（見える化）は、人を大切にし、施工能力等の高い専門工事企業が適正に評価され、選ばれる環境が整備されることにより、建設技能者の処遇改善や人材への投資が促進され、業界に対する安心感（不良不適格業者の排除）が熟成されるための仕組みを構築するために行う。
- 評価においては、建設キャリアアップシステム（CCUS）、技能者の能力評価のレベル判定システム等と連携して行う。

専門工事業団体等

国土交通省

○見える化評価実施機関については、原則、能力評価基準の評価実施機関が企業評価を行う。

- 評価機関の認定
- 見える化の評価結果を国交省HPで公表

評価基準の策定

- 専門工事業団体は評価基準を策定する。
- 評価の対象は、CCUSの事業者登録を行った専門工事企業等とする。

【一覧表】

認定年度	都道府県	業種	企業名	施工能力	問い合わせ先	HPアドレス
20●●年度	北海道	鉄筋工事業	○○○(株)	☆☆☆☆	x-x-x-x-x
			●●●(株)	☆☆☆☆	x-x-x-x-x
20●●年度	北海道	鉄筋工事業	■■■(株)	☆☆☆	x-x-x-x-x

公表 ☆～☆☆☆☆により評価

CCUS

技能者情報

- 経験
- 知識・技能
- マネジメント能力

事業者情報

- 建設業許可情報
- 財務状況
- 取引先
- 社会保険加入状況

CCUSと連携した、見える化システムを構築・活用

項目	共通評価内容	選択評価内容
基礎情報	<ul style="list-style-type: none"> 建設業許可の有無 建設業の許可年数 財務状況等 社員数 団体加入 	<p>業種ごとに設定</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設機械の保有状況 登録基幹技能者の有無 2次下請企業を含めた動員力 表彰実績の有無 <p>等</p>
施工能力	<ul style="list-style-type: none"> 建設技能者の人数（キャリアアップカードの保有者数、レベル等） 施工実績 	
コンプライアンス	<ul style="list-style-type: none"> 処分歴 コンプライアンスの取組 社保加入状況 	

項目区分	項目	申請内容（イメージ）
基礎情報 ☆☆☆☆	建設業許可の有無	建設業法上の建設業許可 有
	建設業の許可年数	○○年
	財務状況等	○○指標 取引銀行；△△銀行○○支店
	社員数	取引先；●●建設、▼▼工務店 ○○名（直用）
施工能力 ☆☆☆☆	専門工事業団体加入	専門工事業団体に加入
	建設技能者の人数	キャリアアップカードの保有人数 ○○名 レベル1-○○名 動員力 ○○名
コンプライアンス ☆☆☆☆	施工実績	■●病院、□□ビル
	建設業法の法令遵守、労働基準関係法令違反の状況	建設業法による監督処分、労働基準関係法令違反 無
	社会保険加入状況	雇用保険、健康保険、年金保険 加入

建設キャリアアップシステム普及・活用に向けた官民施策パッケージ

更なる利便性・生産性向上

対策1) 令和元年度補正予算（7億円の内数）を活用して、令和4～5年度のCCUSとマイナンバーカード・マイナポータルの連携が行えるレベルまでセキュリティを強化し、更なる情報漏洩・不正アクセスを講じる

⇒ データベースへのアクセス権管理の強化、セキュリティ対策の強化（改ざん検知ツール、ログ分析ツールの強化等）を実施

対策2) 人材引き抜き防止策として、事業者の判断で、技能者登録に必要な電話番号、メールアドレスは、会社のものでよいこととする運用に変更する

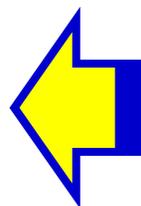
CCUSに登録・蓄積される技能者情報

(登録情報)

- 本人情報・顔写真
- 所属事業社情報
- 社会保険・建退共・労災加入状況
- 職種・経験
- 保有する資格
- 研修等の受講履歴
- 表彰等の履歴

(カードリーダーでの蓄積情報)

- 技能者の就業履歴情報
 - ・ 現場名等
 - ・ 所属事業者名



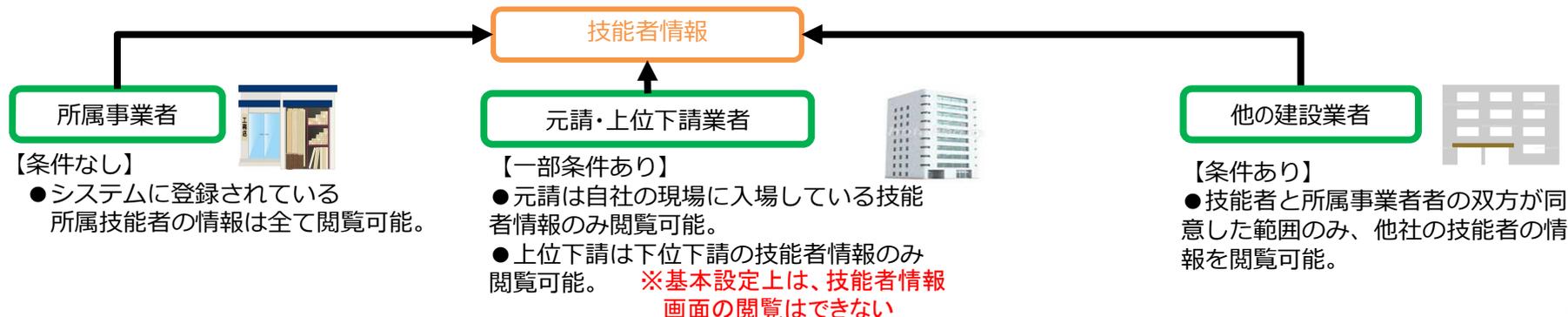
IDとパスワードでログイン

技能者情報のイメージ

ID	123456789012
氏名	田中 太郎
生年月日	2005.10.20
保有資格	技能士
登録業務技能者種別	2016.06.20
技能者種別	2008.05.21
特別職種	2005.11.09
社会保険加入状況	健康保険
種別	協会健保 健康保険 健康保険 健康保険

情報閲覧の基本条件

- 初期登録時は**全ての情報が非開示**。開示には、**技能者本人と所属事業者双方の同意が必要**。開示する情報を選択可。
- 元請は**自社の稼働中の現場に入場している技能者情報の一部のみ閲覧可能**
- 登録されている情報を閲覧するためには**IDとパスワードが必要**



(参考)CCUSによる技能者情報の閲覧範囲について

OCCUSでは、元請や上位下請が閲覧できる技能者情報には、以下のとおり制限を設けており、過度な情報の見える化につながらないように配慮している。
 ○引き続き、懸念のある情報閲覧については、逐次、適用の改善やシステムの改修を行っていく。

■ポイント1

技能者情報の基本画面を見られるのは、本人と雇用主のみ

■ポイント2

初期登録時は全ての情報が非開示。開示には、本人と雇用主双方の同意が必要

■ポイント3

現場施工中に、元請や上位下請が閲覧できる情報も、既に「作業員名簿」に掲載されている情報と、過去自社の現場での就業履歴に限定

■ポイント4

所属事業者の判断により、連絡先（電話・メール）を会社とすることも可能とする措置を講じる



元請、上位下請は、現場稼働中であっても、技能者情報画面は閲覧できない

技能者ID	技能者名	フリガナ	職種	立場	作業内容	有害物質の取り扱い、有害業務への従事有無	雇用年月日	生年月日
60765240535721	公共建二	コウキョウケンジ	普通作業員・普通作業員					
80133013686721	構造建三	コウゾウケンノウ	普通作業員・普通作業員					
62657536076821	原寸四郎	ゲンスンシロウ	普通作業員・普通作業員					

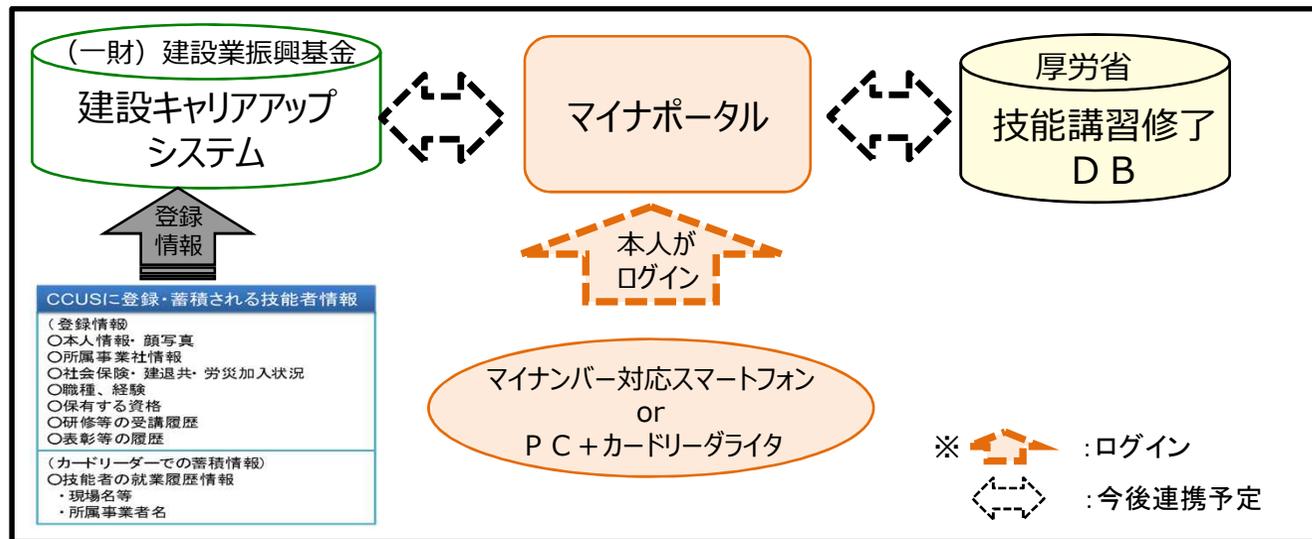
現場施工中に、元請や上位下請が閲覧できるのは、「作業員名簿」の情報とほぼ同じ

年齢	現住所		緊急連絡先		最近の健康診断		血液型	適切な保険加判定				作業内容等に必要保有資格									
	(都道府県)	(都道府県以降)	TEL	(都道府県以降)	TEL	一般健康診断		特殊健康診断	健康保険		年金保険		雇用保険		登録技能者	技能士	免許・資格	技能講習	特別教育	その他安全衛生講習	
						受診日		種類、受診日	加入	保険種類	被保険者番号	加入	保険種類	加入							被保険者番号
34歳	神奈川県	〇浜市〇区4-1	090-0000-0000	現住所と同じ	044-1234-5678	2019/12/12	有検査期2019-08-30	O	国民健康保険組合		厚生年金			1234567890							
34歳	神奈川県	〇〇市〇区2-1	090-0000-0000	現住所と同じ	044-1234-5678	2019/12/12	有検査期2019-08-30	O	国民健康保険組合		厚生年金			1234567890							
34歳	神奈川県	△市〇区1-1	090-0000-0000	現住所と同じ	044-1234-5678	2019/12/12	有検査期2019-08-30	O	国民健康保険組合		厚生年金			1234567890							

閲覧できる資格情報も、作業に必要な主な資格のみ

マイナポータルを通じて、建設キャリアアップシステム（CCUS）と労働安全衛生法上の各種資格者情報が連携されることにより、CCUSの登録と安全衛生法上の資格者証の携行義務の一体化を目指す。

1. マイナポータルの連携に向けたイメージ



【連携による効果】

○ CCUSに技能者情報を登録する際に、マイナポータルを通じて、労働安全衛生上の資格者情報が取得できるため、CCUSへの登録手続きの簡略化及び登録情報の真正性が向上

2. 今後の対応

厚生労働省と連携し、現場での携行が義務付けられている安全衛生法上の資格者証について、CCUSの登録情報にて、資格者証の携行義務を満たしているものとするための検討を行い、令和4～5年度までにその一体化を目指す。

【イメージ】

